

工事請負契約書

注文者.....(以下「甲」という)と

請負者.....株式会社 マルソウ 代表取締役 長内 強.....(以下「乙」という)とは

この契約書により工事請負契約を締結する。

1. 工事名.....
2. 工事場所.....
3. 工事内容.....
4. 工期 着手.....年.....月.....日
完成.....年.....月.....日(工事終了時期は若干の変動あります。)
5. 請負代金額 金.....円
うち工事価格(取引に係る消費税の額を除く額) 金.....円
取引に係る消費税の額 金.....円
6. 支払方法 甲は請負代金を次のように乙に支払う
金.....円(消費税込).....
7. 検査の時期及び方法 約款の定めによる
8. 引渡時期 完成日から.....日以内
9. 履行遅滞違約金 約款の定めによる

この契約の証として本書1通を作成し、当事者が記名押印のうえ本書1通(甲)・複写1通(乙)を保有する。

.....年.....月.....日

甲(注文者)住所.....

.....氏名.....印

乙(請負者)住所.....札幌市白石区北郷6条10丁目2371-13

.....氏名 株式会社 マルソウ 代表取締役 長内 強.....印

第1条(第三者の損害)

施工のため、第三者の生命、身体に損害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたとき、乙はその処理解決に当たる。ただし甲の責に帰する事由によるときはこの限りではない。

- 2 前項に要した費用は乙の負担として工期は延長しない。ただし甲の責に帰する事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とし必要によって乙は工期の延長を甲に求めることができる。

第2条(危険負担)

天災地変、風水火災、その他甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由などの不可抗力によって、工事の既済部分又は工事現場に搬入した工事材料について損害を生じたとき、その損害は乙の負担とする。

第3条(完成、検査、引渡)

- 1 乙は工事が完成したとき、甲に検査を求め甲は遅滞なくこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。
- 2 検査に合格しないときは、乙は工期内又は甲の指定する期間内にこれを補修又は改造して甲の検査を受ける。
- 3 完成引渡までに乙は甲の指示にしたがって仮設物の取り払いその他跡片付けなどの処置を行う。

第4条(請求、支払)

工事完成後、検査に合格したとき、乙は甲に請負代金の支払を求め、甲は契約の目的物の引渡を受けると同時に、引渡から7日以内に支払いを完了する。

第5条(工事の変更)

- 1 甲は必要によって工事を追加もしくは変更し、又は工事を一時中止することができる。
- 2 前項のとき請負代金額又は工期を変更する必要があるときは甲、乙協議して定める。

第6条(工期の変更)

不可抗力によるか、又は正当な理由があるときは、乙はすみやかにその事由を示して、甲に工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は甲乙協議して定める。

第7条(請負代金の変更)

次の各号の一にあたる時、当事者は請負代金の変更を求めることができる。

- ① 工期内に予期することのできない法令の制定・改廃、経済事情の激変などによって、請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。
- ② 一時中断した工事又は災害をうけた工事を続行する場合、請負代金が明らかに不相当と認められるとき。
- 2 請負代金を変更するときは、工事の減少部分については工事費内訳明細書により、増加部分については時価によって甲乙協議のうえその金額を定める。

第8条(履行遅滞、違約金)

乙が契約の期間内に、工事の完成引渡しができないとき、甲は契約書の定めるところにより遅滞日数一日について請負代金の千分の一以内の違約金を請求することができる。

- 2 甲が前項の遅滞にあるとき、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。
- 3 甲が遅滞にあるとき、乙が自己のものと同様の注意をして管理してもなお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。
- 4 甲の遅滞ののち、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担とする。
- 5 乙が履行の遅滞にあるとき、契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。

第9条(保証)

工事完成後は以下の商品に対し、メーカーによる保証を設け、保証期間内の対応を行う。

第10条(紛争の解決、仲裁)

この契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じたときは当事者は建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によって、その紛争を解決する。

前項の審査会があっせんもしくは調停をしないものとし又はあっせんもしくは調停を打切った場合においてその旨の通知を当事者が受けたときは、その紛争を建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に服する。

第11条(補則)

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定める。